

市の制度融資を利用する皆様へ

那須塩原市中小企業者事業資金 保証料補助制度が変わります

市の制度融資を利用するには、栃木県信用保証協会の保証を付与することが条件ですが、その保証料については、那須塩原市が全額補助しています。

補助の方法について、平成29年度から次のとおり変更します。

改正前 平成28年度まで (平成29年3月までの融資実行分)	改正後 平成29年度から (平成29年4月以降の融資実行分)
<p>【補助の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none">① 融資及び保証の申込み② 融資金額から保証料額が差し引かれる（事業者において保証料を負担）③ 完済後に事業者から市へ補助金交付申請手続き④ <u>市から事業者へ補助金交付</u> (事業者への直接補助)	<p>【補助の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none">① 融資及び保証の申込み② 保証料の一時負担は生じない (保証協会にて保証料を一時負担)③ 融資実行後に保証協会から市へ補助金交付申請手続き④ <u>市から保証協会へ補助金交付</u> (保証協会への間接補助)
<p>平成29年3月以前の融資については、従来どおり、事業者が負担した保証料を、完済後に市が事業者に対し補助を行う直接補助方式です。</p> <p>※事業者の皆様には、完済後に補助金交付申請等の手続きを行っていただきます。</p>	<p>平成29年4月以降の融資については、事業者において保証料の負担がなくなり、市と保証協会において保証料のやりとりをする間接補助方式となります。</p> <p>※事業者の皆様には、保証料の一時負担や補助金交付申請手続き等の一切の負担が生じません。</p>

ご不明な点は、那須塩原市役所商工観光課へお問い合わせください。

〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2
那須塩原市 産業観光部 商工観光課 商工係 Tel.0287-62-7154